

原議保存期間 1 年未満
(平成23年 6 月30日まで)

警視庁交通部交通総務課長
各道府県警察本部交通部長
(参考送付先)
各管区警察局(総務監察・)広域調整部広域調整第二課長

事 務 連 絡
平 成 2 3 年 3 月 2 3 日
警察庁交通局交通規制課理事官

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う自動車保管場所証明に係る有効期間について

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い、各都道府県において自動車の納車が大幅に遅れている状況があり、保管場所証明書の有効期間である1箇月を超えることが予想されている。

そこで、国土交通省では各地方運輸局等に対して、別添「運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて」(平成23年3月22日付国自情第233号)を発出して、平成23年3月11日から6月29日までの間に有効期間が満了した保管場所証明書であっても平成23年6月30日までは有効なものとして取り扱うこととされたところである。

各都道府県警察においては、保管場所証明手続の窓口において、上記の国土交通省の通知の趣旨を確実に伝えるとともに、無用な再申請をさせることの無いよう留意すること。

国自情第233号
平成23年3月22日

各地方運輸局自動車技術安全部長 あて
沖縄総合事務局運輸部長 あて

自動車交通局技術安全部
自動車情報課長

運輸支局等における自動車登録申請の際の
書類の有効期間の取扱いについて

標記については、今般の平成23年東北地方太平洋沖地震による災害状況に鑑み、昭和48年自管第62号「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び自動車の保管場所の確保を証する書面に関する命令の一部改正について」及び平成20年10月24日付国自情第130号（国自技第160号）「自動車登録業務等実施要領の一部改正について」にかかわらず、特例として下記の取扱いとするので周知願いたい。

なお、これに際し、平成7年1月20日付自管第5号「運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて」を廃止することとしたので、了知されたい。

記

1 申請時の各書面の取扱い

(1) 車庫証明書の有効期間について

平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に発行後1ヶ月の期間が満了するものは、平成23年6月30日をもって満了するものとする。

(2) 自動車の使用者の住所を証する書面の有効期間について

平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に、発行後3ヶ月の期間が満了するものは、平成23年6月30日をもって満了するものとする。